

## 一般社団法人山口県バスケットボール協会 登録者規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人山口県バスケットボール協会（以下「本協会」という）の登録者に対して、本協会が科す懲罰及びその運用に関する事項を定めるものである。

### (登録者)

第2条 登録者とは、本協会に加盟または登録する団体(各連盟、各市協会)および個人(選手、指導者等チームスタッフ、審判員、本協会理事、その他関係者)をいう。

### (登録者の義務)

第3条 登録者は、本協会が承認した「行動規範」「倫理ガイドライン」「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」に基づき、プレイクリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。

### (懲罰)

第4条 本協会は、登録者が次の各号の1つに該当する場合は、審査の上、懲罰を科すことができる。

- (1) 本規程の定め違反した場合
- (2) バスケットボール競技においていわゆる八百長行為を行った場合
- (3) バスケットボール競技においてプレイクリーンに反する行為や暴力行為をした場合
- (4) バスケットボール競技において怠慢行為をした場合
- (5) 犯罪行為その他社会的非難を受ける行為をした場合
- (6) 本協会及び加盟団体等の名誉または信用を毀損する行為をした場合
- (7) その他前各号に準ずる行為をした場合

2 懲罰は、その行為の程度により、除名、出場資格の停止、戒告、訓戒、その他をもって行う。

3 懲罰の審査は、倫理委員会を設置して行う。倫理委員会は、専務理事、常務理事、各委員会の委員長をこれにあてる。

### (その他)

第5条 その他の必要事項については、(公財)日本バスケットボール協会基本規程「第10章 懲罰」に準ずる。

- 2 本規程に定めていない事項または疑義、紛争が生じた場合は、倫理委員会で審議する。

### (附則)

本規程は、平成28年4月1日より施行する。